平成２６年（フ）第１５４号
兵庫県川辺郡猪名川町上阿古谷字垣内269番地、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地　Ｂ―1101
債務者　今仲　　保
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
兵庫県西宮市田代町10番６―307号
債務者　児玉　直樹
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２６号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目41番地森田マンション301
債務者　吉田志伊那
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４号
福岡県嘉麻市桑野2138番地
債務者　江藤　　明
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第６５号
福岡県嘉麻市桑野2138番地
債務者　江藤　千鶴
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３００号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守794番地の６
債務者　川本　照夫
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０１号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守794番地の６
債務者　川本　房江
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県丹波市山南町和田160番地
債務者　荻野　浩二
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5108番地　栄ハウス１号
債務者　武藤　敏正
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄2246番地３　下山ハウス102号
債務者　小松　隆信
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９３号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5831番地１　アルカンシェル・コリーヌＢ104号
債務者　唐田　美和
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９９号
広島県府中市栗柄町409―４　マロンリッジ202、住民票上の住所広島県福山市芦田町大字上有地1243番地
債務者　貝野　民枝
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０９号
広島県福山市沼隈町大字草深2124番地１　将木角住宅１―145
債務者　宮里　憲史
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１３号
広島県福山市神辺町大字新徳田566番地　ＬＡ新徳田Ｂ305
債務者　佐藤　優太
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３１２号
熊本県宇土市住吉町1926番地７
債務者　櫛引　隆志
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目１番１―618号
債務者　戸津　元樹
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１２６号
青森市佃１丁目17番11号
債務者　木村由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係